



香川県高速安協だより

令和2年 7月号

令和2年7月3日
香川県高速道路交通安全協議会
〒762-0025 坂出市川津町 4388-1
Tel(兼 FAX) 0877-44-4900

あおり運転は犯罪!! 免許取り消し!!

道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました。

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転 をした場合



① 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**(第10類型の違反、下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25点 | 免許取消し(欠格期間 2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転 のせいで 危険が 生じた場合



② 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35点 | 免許取消し(欠格期間 3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10類型の違反



通行区分違反



急ブレーキ
禁止違反



車間距離不保持



進路変更禁止違反



追越し違反



減光等義務違反



警音器使用
制限違反



安全運転義務違反



最低速度違反
(高速自動車国道)



高速自動車国道等
駐停車違反

